

# 2026年度後期 大阪公立大学

## 【大学独自の制度】授業料減免制度に関する 取扱いについて(申請案内)

- 経済的理由のため授業料を納付することが困難な者(非課税世帯およびそれに準ずる世帯)等を対象に、授業料減免の申請を受け付けます。授業料減免は総合的に審査を行うため、上記に該当する場合でも不採択となる可能性があります。
- 授業料減免の申請を受理された者は、審査結果を通知する12月末まで授業料納付を猶予しますが、審査結果により授業料を全額または一部納付していただきます(「2.減免額等について」参照)。
- 結果通知までの連絡手段として学生ポータル(UNIPA)及び OMU メールを使用しますので、定期的に確認するようにしてください。なお、大学からの問い合わせ等に対し応答がない場合は、審査対象外になります。

### 1 申請資格

大阪公立大学に在籍し、経済的理由のため授業料を納付することが困難な者で、次の要件に該当する者

| 学生等の要件 | 申請可能                                                                                                            | 申請不可                                                                                                                     |
|--------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 大学院生   | <ul style="list-style-type: none"> <li>● 2026年度秋に入学した博士前期課程に在籍する者のうち、大阪公立大学等授業料等支援制度の「申請要件」※1に該当しない者</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>● 左記以外(府制度に申請可能な者・2026年度春以前入学生)</li> <li>● 留学生(教育推進課国際教育担当へお問い合わせください)</li> </ul> |

※1 大阪公立大学等授業料等支援制度「申請要件」

1. 原則、大学院入学の前年度末年齢が24歳までの者で、大学等を卒業した後、引き続いて大学院博士前期課程、修士課程又は法曹に入学した者
2. 学生本人及びその生計維持者(原則、父母)が、最初に制度の対象となる年度の4月1日を基準日として3年以上前から引き続き大阪府内に住所を有していること

大阪公立大学・大阪公立大学高専等の授業料等支援制度について・3.支援の対象となるための要件  
<https://www.pref.osaka.lg.jp/o010010/fukushutosuishin/shin-musyoka/index.html>

【大阪公立大学等授業料等支援制度の大学院生の要件について】

- 大学院生の場合、大学院入学の前年度末年齢が24歳までの者が府の制度の対象となりますが、前年度末年齢が25歳で入学した場合でも対象と認められるケースもあります。(大阪府内在住要件を満たしている者のみ)
- 府の制度の対象となる場合、大学独自の授業料減免制度は対象となりません。  
 詳細は、[大阪府 web サイト](#)「7.その他」(新制度に関する Q&A)で確認してください。

### 2 減免額等について

- 減免採択者については、2026年度後期授業料の2/3、1/3の免除を許可します。
- 審査結果に基づき授業料(下記参照)を納付していただくことになります。
- 長期履修制度を申請している場合は、納付額が異なります。
- **結果は、2026年度後期授業料に限り有効です。なお、翌年度以降に授業料減免を希望する者は、都度申請が必要です。**

| 後期授業料(267,900円) |          |          |           |           |
|-----------------|----------|----------|-----------|-----------|
| 2/3免除           | 1/3免除    | 不採択      | 口座引落日     | 納付(振込)期限  |
| 89,300円         | 178,600円 | 267,900円 | 12月28日(月) | 12月31日(木) |

- 授業料口座振替手続きが完了している者は、指定口座から授業料を引落します。
- 授業料口座振替を登録していない者は、「振込金兼手数料受取書／振込依頼書(銀行控)」を郵送します。振込依頼書に記載されている期限までに、大学が指定する口座へ納付してください。

### 3 審査について

- 申請資格及び課題を確認し、これら要件を満たす学生のうち経済状況と併せて総合的に減免採択者を決定します。
- 経済状況は申請年度前年の収入・所得を確認します。
- 申請要件を満たしているにもかかわらず、指定する書類の提出がない場合は、たとえ経済的に困難な状況であっても審査対象外になります。

### 4 申請手続きから授業料の納付まで



#### 9月：申請書の交付

- 本学Webサイトより各自入手してください。  
ホーム>教育・学生生活>授業料等・入学料・経済支援>経済支援  
[https://www.omu.ac.jp/campus-life/tuition/financial\\_aid/tution-exemption/](https://www.omu.ac.jp/campus-life/tuition/financial_aid/tution-exemption/)
- 申請書類の準備には、申請要領及びQ&Aをよく確認してください。
- 質問があれば、事前にメールでお問い合わせください(6 問い合わせ参照)。

#### 10月：申請受付

##### 授業料減免願等の提出

オンライン申請により受付を行います。

**受付期間：2026年10月1日(木)9:00～2日(金)17:00**

**URL：**<https://forms.office.com/r/3bg5TetdR2>

**締切時間までに送信完了**するようにしてください。

- いかなる理由であっても、**締切後の受付は行いません。**

#### 12月：結果通知

**2026年12月9日(水)10:00**

- 学生ポータル(UNIPA)、OMU メールで申請者あて通知します。
- 審査結果について、電話やメールによる確認・問い合わせには応じません。

#### 12月：授業料の納付

「2 減免額等について」で授業料の納付(引落)日、納付額等を確認してください。

### 5 その他

申請時に取得した個人情報、授業料減免関連業務のために利用します。業務に必要な範囲で収集した個人情報を、第三者に提供することはありません。

### 6 問い合わせ

学生課 学生奨学支援室 授業料減免担当

gr-gks-genmen@omu.ac.jp／平日 9:00～17:00

2026年9月